平成２８年（フ）第６８３３号
東京都江東区北砂５丁目20－１－1023
債務者　和田　隆広
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３５号
東京都葛飾区立石８丁目23－４　パークシティ21　202号
債務者　新井　富雄
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８３７号
神奈川県横浜市港南区芹が谷４丁目14―11
債務者　鈴木　義信
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４０号
東京都江戸川区鹿骨１丁目25―20　ディアフラットタカハシＡ204
債務者　中嶋　信明
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４１号
東京都江戸川区東小岩６丁目６―16―101
債務者　押田　公成
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４５号
東京都練馬区大泉学園町８丁目35―31―208、住民票上の住所埼玉県新座市石神４丁目４－28
債務者　大藪　光男
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４８号
東京都江戸川区松江７丁目27―20
債務者　佐藤　昌子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８４９号
東京都荒川区東尾久６丁目16―12―202
債務者　遠藤　貞子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５２号
東京都豊島区南長崎２丁目25－８
債務者　若松　陽子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５５号
東京都府中市幸町１丁目12―18―201
債務者　栗原　知香
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５６号
東京都江戸川区中葛西５丁目８－18―406
債務者　中島　千里
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５７号
東京都足立区西新井本町２丁目１－２　ランドフォレスト西新井２Ｆ
債務者　谷内　千寿
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８５８号
東京都東村山市恩多町４丁目７－49　クリーンハイツマスダＡ　103
債務者　柴田美佐子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８６１号
東京都大田区大森西３丁目１－16―209
債務者　池崎眞美子
1　決定年月日時　平成28年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６８６７号
東京都大田区本羽田１丁目18－３　福山通運株式会社羽田社宅Ｂ棟407号
債務者　八代　孝子
1　決定年月日時　平成28年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部